

二〇一一年度 野球規則改正

(1) 一・〇四の22行目を次のように改め(傍線部を改正)、三・〇一(b)の「石灰」を「塗料」に改める。

図表中のファウルラインおよび太線で示されている諸線は、塗料、または無害かつ不燃性のチョーク、その他の白い材料で描く。

(2) 野球競技場区画線(1)のコーチスボックスの前後のラインの長さを、「一フット一〇インチ」に改める。

(3) 一・〇六の冒頭を次のように改める。(傍線部を追加)

一塁、二塁、三塁は、白色のキャンバスまたはゴムで被覆されたバッグで表示し、巻頭2図に示すように地面に正しく固定する。

(4) 一・一一〇を次のように改める。

①同(a)および同(b)を次のように改める。(傍線部を改正)

(a) バットはなめらかな円い棒であり、太さはその最も太い部分の直径が二・六インチ(六・六センチ)以下、長さは四二インチ(一〇六・七センチ)以下であることが必要である。バットは一本の木材で作られるべきである。

(b) カップバット(先端をえぐったバット)
バットの先端をえぐるときには、深さ一インチ(二・五センチ)以内、直径一インチ以上二インチ(五・一センチ)以内で、しかもそのくぼみの断面は、碗状にカーブしていなければならない。なお、この際、直角にえぐったり、異物を付着させてはならない。

②同(c)【原注】を追加する。

【原注】 バイנטールが一八インチの制限を超えて付着していた場合には、審判員は、自らの判断や相手チームからの異議があれば、バットの交換を命じる。制限を超えた部分のバイנטールが取り除かれた場合だけ、打者は以後その試合でそのバットを使用することができる。

バットの使用以前に指摘がなければ、本項に適合していないバットによるプレイはすべて有効であり、また、そのプレイについて提訴は認められない。

(5) 一・一六を次のように改める。

①同(a)を次のように改める。(傍線部を改正)

プレーヤーは、打撃時間中および走者として塁に出ているときは、必ず野球用ヘルメットをかぶらなければならない。

②同(c)を次のように改める。

メジャーリーグのプレーヤーは、片耳フラップヘルメット(プレーヤーが両耳フラップヘルメットを選んでもよい)を着用しなければならない。

③同(c)【注一】を削除し、【注二】を【注】とする。

④次の(e)を追加し、従来の(e)を(f)として次のように改める。(傍線部を追加)

(e) ベースコーチは、コーチボックスにいるときには、防護用のヘルメットを着用しなければならない。

(f) バットボーイ、ボールボーイまたはバットガール、ボールガールは、その仕事に携わっているときは、防護用の両耳フラップヘルメットを着用しなければならない。

(6) 二・四四(c)を次のように改め(傍線部を追加)、【原注】を追加する。

審判員の妨害——(1)盗塁を阻止しようしたり、塁上の走者をアウトにしようとする捕手の送球動作を、球審がじやましたり、はばんだり、妨げた場合、(2)打球が、野手(投手を除く)を通過する前に、フェア地域で審判員に触れた場合に起こる。

【原注】 捕手の送球動作には、投手への返球も含む。

(7) 三・一〇(a)および同【例外】の「ホームチームの監督」を「ホームチーム」に改める。

(8) 四・〇一を次のように改める。

①同(a)および(b)の「監督」を「監督、または監督が指名した者」に改める。

②同(c)として次を追加し、同(c)(d)を(d)(e)とする。

(c) 球審に手渡される打順表には、各プレーヤーの守備位置も記載されなければならない。指名打者を使用する場合は、どの打者が指名打者であるのかを打順表に明記しなければならない。

(9) 五・〇九(b)を次のように改め(傍線部を改正)、【原注】を追加する。

(b) 球審が、盗塁を阻止しようしたり、塁上の走者をアウトにしようとする捕手の送球動作を妨害(インターフェア)した場合——各走者は戻る。

【原注】 捕手の送球動作には、投手への返球も含む。

(10) 五・一〇(f)【注】、六・〇五(a)【原注】の【注】、七・〇四(c)【注】を削除する。

(11) 六・〇五(g)に次を追加する。

ただし、打者がバッタースボックス内にいて、打球の進路を妨害しようとする意図がなかったと審判員が判断すれば、打者に当たった打球はファウルボールとなる。

(12) 六・〇五(h)に次を追加する。

打者がバッタースボックス内にいて、打球の進路を妨害しようとする意図がなかったと審判員が判断すれば、打者の所持するバットに再び当たった打球はファウルボールとなる。

(13) 六・〇六(d)【注】を追加する。

【注】 アマチュア野球では、このようなバットを使用した場合、打者にはアウトを宣告するにとどめる。

(14) 六・一〇を次のように改める。

①同(b)を(1)～(15)にナンバリングする。

②同 (b) の冒頭を次のように改め (傍線部を追加)、【原注】を追加する。

(1) 先発投手または救援投手が打つ番のときに他の人が代わって打つても、その打球を継続できることを条件に、これらの投手に代わって打つ打者を指名することが許される。

投手に代わって打つ指名打者は、試合開始前に選ばれ、球審に手渡し打順表に記載されなければならない。監督が打順表に十人のプレーヤーを記載したが、指名打者の特定がされておらず、球審がプレイを宣告する前に、審判員またはいずれかの監督 (またはその指名する者) がその誤りに気づいたときは、球審は、監督に投手以外の九人のプレーヤーのうち誰が指名打者になるのかを特定するように命じる。

【原注】 指名打者特定の明らかな誤りは、試合開始前であれば訂正することができ。 (四・〇一 d 「原注」 参照)

③同 (b) (11) として次を追加する。

(11) 監督が打順表に十人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始後に、相手チームの監督がその誤りを球審に指摘した場合は、

(i) チームが守備についた後では、投手は、守備につかなかったプレーヤーの打撃順に入る。

(ii) チームがまだ守備についていないときには、投手は、そのチームの監督が指定した打撃順に入る。

いずれの場合も、投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ、試合から退き、それ以後指名打者の役割は消滅する。誤りが球審に指摘される前に起きたプレイは、規則六・〇七により、有効となる。

④同 (b) の末尾に (14) (15) として次を追加する。

(14) 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になれば、それ以後指名打者の役割は消滅する。

(15) 指名打者は、ブルペンで捕手を務める以外は、ブルペンに座ることはできない。

(15) 七・〇五 (j) を削除し、七・〇四 (e) を追加する。

(e) 野手が帽子、マスク、その他着衣の一部を本来つけている個所から離して、打球に故意に触れさせた場合。

この際はボールインプレイで、ボールに触れたときの走者の位置を基準に塁が与えられる。

(16) 八・〇二(a)(1)に次を追加する。

ただし、投手板を囲む一八¹/₁₂の円い場所の中であっても、投手板に触れる前に打球する手をきれいに拭けば、この限りではない。

(17) 九・〇二を次のように改める。

①同(a)の「審判員の判断に基づく裁定は最終のものであるから、プレーヤー、監督、コーチ、または控えのプレーヤーが、その裁定に対して、異議を唱えることは許されない。」を太字にする。

②同(c)に次を追加する。

審判員が協議して先に下した裁定を変更する場合、審判員は、走者をどこまで進めるかを含め、すべての処置をする権限を有する。この審判員の裁定に、プレーヤー、監督またはコーチは異議を唱えることはできない。異議を唱えれば、試合から除かれる。

③同(c)【原注一】を追加し、【原注】を【原注二】にする。

【原注一】 監督は、審判員にプレイおよび裁定を変更した理由について説明を求めることはできる。しかし、いったん審判員の説明を受ければ、審判員に異議を唱えることは許されない。

二〇一一年一月二十八日

以上